第１号様式（第２条関係）

年　　月　　日

　高知市長　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　登　録　申　請　者　　氏　　　名※

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（法人にあっては，主たる事務所の所在地，名称及び代表者の職・氏名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　法定代理人住所

　　　　　　　　　　　　　　　（登録申請者が未成年者の場合）　法定代理人氏名※

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（法人にあっては，主たる事務所の所在地，名称及び代表者の職・氏名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※　本人が手書きしない場合は，記名押印してください。

誓　　　　　約　　　　　書

私は，次の各号のいずれにも該当することを誓約します。なお，登録申請者等の氏名，読み仮名，生年月日，性別及び住所については，別紙に記載するとおりです。

　⑴　次のいずれにも該当しないこと。

　　ア　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

　　イ　禁錮以上の刑に処せられ，又は住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）の規定により罰金の刑に処せられ，その執行を終わり，又は執行を受けることがなく

なった日から起算して２年を経過しない者

　　ウ　住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第24条第１項又は第２項の規定により登録を取り消され，その取消しの日から起算して２年を経過しない者

　　エ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下「暴力団員等」とい

う。）

　　オ　精神の機能の障害により住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業を適正に行うに当たって必要な認知，判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

　　カ　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては，その役員を含む。）がアからオまでのいずれかに該当するもの

　　キ　法人であって，その役員のうちにアからオまでのいずれかに該当する者があるもの

　　ク　暴力団員等がその事業活動を支配する者

　　ケ　建物の転貸借が行われている場合にあっては，当該建物の所有者及び転貸人がアからクまでのいずれかに該当すること。

　⑵　申請に係る賃貸住宅の構造が，次のいずれにも該当すること。

　　ア　消防法（昭和23年法律第186号）若しくは建築基準法（昭和25年法律第201号）又はこれらの法律に基づく命令若しくは条例の規定（イに規定する規定を除く。）に違反しないものであること。

　　イ　地震に対する安全性に係る建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合するもの又はこれに準ずるものであること。

（別紙）

１　登録申請者が個人の場合

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 登録申請者 | | | | |
| 氏　名 | 読み仮名 | 生年月日 | 性　別 | 住　所 |
|  |  |  |  |  |
| 建物の転貸借が行われている場合にあっては，当該建物の所有者及び転貸人 | | | | |
| 氏　名 | 読み仮名 | 生年月日 | 性　別 | 住　所 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合においては，その法定代理人 | | | | |
| 氏　名 | 読み仮名 | 生年月日 | 性　別 | 住　所 |
|  |  |  |  |  |

２　登録申請者が法人の場合

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 当該法人の代表者 | | | | |
| 氏　名 | 読み仮名 | 生年月日 | 性　別 | 住　所 |
|  |  |  |  |  |
| 当該法人の役員 | | | | |
| 氏　名 | 読み仮名 | 生年月日 | 性　別 | 住　所 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 建物の転貸借が行われている場合にあっては，当該建物の所有者及び転貸人 | | | | |
| 氏　名 | 読み仮名 | 生年月日 | 性　別 | 住　所 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

（注１）　記入欄が不足する場合は，行を追加して記入してください。

（注２）　宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第２条第３号に規定する宅地建物取引業者，住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第２条第７項

に規定する住宅宿泊管理業者又は賃貸住宅管理業者登録規程（平成23年国土交通省告示第998号）第２条第４項に規定する賃貸住宅管理業者につ

いては，「当該法人の役員」欄の記載を省略することができます。